

新潟市秋葉区農業委員会平成31年度第1回定期総会議事録

1 開催日時 平成31年4月26日(金)午後3時30分から午後4時5分

2 開催場所 秋葉区役所401会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 5番 佐々木 和美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の選出

3番	砂原 剛
4番	佐藤 英一

第2 議事

議案第5号 平成31年度新潟市秋葉区農業委員会業務方針及び事業計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行

7 会議の概要

事務局
(佐藤局長)

時間になりましたので、引き続き、新潟市秋葉区農業委員会、平成31年度第1回定期総会を開会いたします。

それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。

なお、本日は、5番佐々木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。

それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので3番・砂原委員、4番・佐藤英一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議案第5号、平成31年度新潟市秋葉区農業委員会業務方針及び事業計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(山田次長)

1ページ、議案第5号、平成31年度新潟市秋葉区農業委員会業務方針及び事業計画についてご説明いたします。

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

最初に1の農業及び農業委員会をめぐる情勢と課題について、でございます。読み上げさせていただきます。

国はこれまで「農林水産業・地域の活力創造プラン」のもと、農業の成長産業化に向け、日本農業の構造改革を積極的に推し進めてきました。

特に稲作においては、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者や集荷業者・団体が需要に応じて生産し販売する新しい米政策がスタートしました。昨年は、一部地域で主食用米の作付けが増加したものの、全国的には微減となり、新潟県を始めとした全国の米どころの不作の影響もあって、生産量は733万トンと需要見通しの735万トンを下回ったため、結果的に米価の下落は回避されました。

しかし、全国の農業再生協議会などが示した2019年産米の生産量の目安の

合計は、前年の0.5～0.7%減となり、これは、国が示す2019年産米の適正生産量718～726万トン、率で前年比1.2～2.3%減を上回っており、実際の生産量は今後の産地の対応次第ですが、需給安定のため、さらなる主食用米以外への転換や新たな園芸作物導入による水田フル活用が求められています。

また、米国が離脱したTTP11（環太平洋パートナーシップ協定）は昨年末に、EUとのEPA（経済連携協定）も本年2月に発行されました。日米の2国間交渉となるTAG（物品貿易協定）についても近く開始が見込まれており、これらが国内の農業生産にどの程度影響があるのか、また、その対応策が充分なのか、引き続き注視していく必要があります。

一方、本年から農業経営基盤強化促進法等の改正による「所有者不明農地の解消」や農作物栽培高度化施設（いわゆる、底面コンクリートのハウス）などの対応が新たに農業委員会業務に位置付けられました。また、現在国会で審議中の「人農地プランの実質化」を通じた担い手への農地集積・集約の加速化についても農業委員・推進委員の積極的対応が求められています。こうした状況を踏まえ、農業委員会組織としては農地法を始めとする農地制度の公平・公正な運用はもとより、「農地利用の最適化」の活動強化とその成果の確保が一層重要となっています。

いずれにしても、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、我が国の農業の問題点が拡大する中で、食糧自給率の向上と食糧安全保障を確立し、真に強い農林水産業を作り上げることが必要とされています。

このような情勢を踏まえ、秋葉区農業委員会では、優良農地の確保と農地利用の最適化を図り、地域や農村現場の意見を積み上げ地域の農家へ必要な情報を提供するとともに、市内の他の5農業委員会や関係農業団体等と連携しながら地域に適した農業振興に取り組みます、としました。

次に、2の業務方針です。

秋葉区農業委員会は、法令業務を適正に執行し、その透明性を確保します。

また、農地等の利用の最適化を推進し、優良農地の確保と農地の有効利用を図ります。として、今年度は以下の4つの取り組みを重点的に実施することとしています。

(1)、1つ目は、農地法等法令業務の適正実施と公平・公正な総会運営及

び透明性の確保です。具体的には、従前から実施しております記載のアからエの取組みについて継続して実施していく方針です。

2つ目は、農地等の利用の最適化の推進と成果の確保です。

①として、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づく活動をアに記載のとおりあげています。

②は、担い手への農地の利用集積・集約化の促進であります。

アとして人・農地プランの実質化を通じて、地域での農業者等の話し合い活動を活性化させ、市や関係機関と役割分担して、平成34年度までに担い手への農地集積率85%が達成できるよう、集積・集約活動を促進するというものです。

イでは、農地中間管理機構や関係農業団体等との連携について記載しました。

次に、③の遊休農地解消対策の推進です。

アでは、農地パトロールによる遊休農地の実態把握、農地利用意向調査の結果に基づく利用調整や法令に基づいた段階的措置により、遊休農地率1%以下を維持できるよう努めるというものです。

イとしては、再生不可能な遊休農地の非農地判定を検討するというものです。

次に、④の新規農業者の参入促進です。

アでは、新規就農希望者・企業参入希望者を支援するため、記載のような活動により、より多くの新規就農者等が確保できるよう努めるという内容です。

次に、(3)の女性農業者の活動支援については、新しく方針として追加させていただいたもので、「女性農業者は農林水作業と地域の活性化において重要な役割を果たしており、6次産業化等の担い手として大きく期待されています。」とし、「秋葉区農業委員会では、このような意欲ある女性農業者の活動を支援していきます。」と加えさせていただきました。

次に、(4)情報収集・発信ですが、従前どおり、記載のような内容で情報の収集・発信をしていくというものです。

次に、3の事業計画です。

(1)の諸会議の開催ですが、アの「定例総会」から、カの「その他業務運営上必要な会議」までについて、記載のとおり開催を予定しております。

次に、(2)の主な実施事業・業務についてですが、最初に農地関係につい

てです。

アの農地の調査及び農地台帳の整備・公表について及びイの農地法に係る許可申請業務については、引き続き記載のような内容で事業を実施していくものとしています。

ウの優良農地確保（遊休農地対策）については、遊休農地の所有者等に対する利用意向の確認と意向に対応した利用調整に努めること。さらに、調査実施後、一定期間経過後も遊休農地を放置している場合、法令に基づいた段階的措置を実施するというものです。また、同意を得られた遊休農地については、県担い手協のホームページに掲載し幅広く受け手を探していくとさせていただきます。

エの農地の適正管理（違反転用等）についてと、オの農地関係の証明及び統計・データの整理については、引き続き記載のとおりのお取り扱いを行っていくとの内容です。

次に、農政振興関係です。

カの農地等の利用の最適化の推進に関する活動計画ですが、最適化の推進に関する指針に基づき、最適化を推進するということ。また、活動記録簿への記載を徹底するという内容を記載しております。

次に、キの農地の利用集積・集約については、農業委員・推進委員を中心に人・農地プランに基づく話し合い・調整を進め、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の利用集積・集約を促進すること。また、引き続き、農地利用配分計画案の作成をしていくというものです。

クの担い手の育成・確保と新規就農等への支援についてです。

引き続き、認定農業者制度の周知や普及活動に努めながら、市農政担当課と連携した取り組みを推進します。また、就農候補地を斡旋するなど、新規就農者・企業参入者等を支援するとしています。

また、併せて、家業を継ぐ若い世代を増やし地域農業の次世代リーダーを育成するため、円滑な事業継承のための支援について検討するという内容です。

コの農業者年金業務については、記載のとおりの内容です。

次に、サの女性農業者等の育成・支援については、平成30年度から女性セミナーが廃止されたことから、各種研修や講演会等を通じ女性農業者の意識改革を図り、農業の6次産業化などで活力ある地域づくりの担い手として育成・支援していくというものです。具体的な育成・支援活動につい

ては、農政振興部会で協議中です。

シの農業者との懇談会等の開催ですが、本年も農業者関係団体と連携し懇談会や講演会を開催し、引き続き農業者との意見交換を進めることとしています。

スの農地の賃借料情報の提供については、引き続き賃借料情報の提供を行い、農地の円滑な利用集積を推進するというものです。

その下、セの農業委員会だより発行については、市内5農業委員会と歩調を合わせ、農業委員会だよりを年3回発行するとともに、親しみやすい紙面作りを心掛けるとしています。なお、組織改選に伴い、紙面の一部変更も考え、現在、農政振興部会で検討中でございます。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

平野委員

先程、30年度の目標・点検評価のところで「地域農業者等からの要望・意見」に「農用区域内への農業用施設の建設規制の緩和」についての記述があった。これは農業者にとって大変大きな問題であり、実現に向けて今後も行動していかなければならない。この辺を業務方針又は事業計画のどこに反映しているのかお聞きしたい。

事務局

業務方針又は事業計画のなかで具体的に記述はありませんが、「地域農業者等からの要望・意見」の対処内容にもありますように、ご指摘の要望の総会での採択、市長への要望書提出、さらに今後も引き続き意見表明していくことなど、当農業委員会としての活動について記載しております。また、農業委員会組織としてそのような意見を表明していくことについては何の問題もないものと理解しています。

平野委員

業務方針又は事業計画のなかであえて記載がなくとも、この問題について引き続き意見・要望・活動していくことは可能と解釈してよいのか。

事務局

おっしゃるとおりです。

議長

他に、ご質問、ご意見がありませんか。

(質問、意見なし)

議長

他に、ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第5号は、原案のとおり承認されました。以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成31年度第1回定期総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 砂 原 剛

署名委員 佐 藤 英 一